

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意！
- ◆ 今から考えておきたい「デジタル終活」 ースマホの中の“見えない契約”で遺された家族が困らないためにー
- ◆ 若者の消費者トラブル
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 金融・経済講演会2024 開催のお知らせ（宮城県金融広報委員会）



実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意！

内 容



消費者庁イラスト集より

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。（80歳代）

★ひとつこと助言★

- 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるがまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話には「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせください。
- 心配なときは、お住まいの自治体や消費生活センターか、最寄りの警察等にご相談ください。（消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番）

今から考えておきたい「デジタル終活」－スマートの中の “見えない契約”で遺された家族が困らないために－

スマートフォンやパソコン等の普及した現代社会ならではの遺品として、「デジタル遺品」があります。スマートフォンでインターネットを利用する人は、20～50歳の各年齢層で約9割、60代で78.3%、70代が49.4%となっています。それに伴い、死亡時にデジタル遺品を残すことになる人が増えると予想され、デジタル終活の必要性が高まっていると考えられます。

デジタル遺品の定義はありませんが、故人がネット上に保存していた資産のデータやサブスクを契約していた場合のアカウントなども含めてそう呼ばれています。デジタル遺品に関する相談の中には、遺族が契約内容の確認や解約をしたくても、ID、パスワードの手がかりがないために手続きに困るケースがみられます。

そこで、消費生活センター等に寄せられた、デジタル遺品に関する相談事例を紹介し、遺された家族が困らないようにするための「デジタル終活」について情報提供します。

相談事例

- 故人が利用していたネット銀行の手続きをしたくてもスマホが開けず、ネット銀行の契約先がわからない。
- コード決済サービス事業者の相続手続きが1ヶ月以上たっても終わらない。
- 故人が契約したサブスクの請求を止めたいが、IDとパスワードがわからない。

～相談事例からみる特徴～



- 個人のスマホやパソコン等のパスワードがわからない場合、第三者がロック解除することは困難。
- ネット上の資産は本人以外が実態を把握することが難しく、相続手続きに時間がかかることがある。
- サブスクは解約手続きをしない限り請求が続いてしまう。

デジタル遺品の処理で困らないための事前の対策は？ －思い出は残しつつ、トラブルは残さない－

- 万が一の際に遺族がスマホやパソコンのロック解除ができるようにしておきましょう。
- ネット上の資産やサブスクの契約は、サービス名・ID・パスワードを整理しておきましょう。
- エンディングノートの活用も検討しましょう。
- 自分自身に何かあったときに備えて、スマホ等のアカウントにアクセスできる人を指名できるサービスを活用しましょう。

若者の消費者トラブル！

18歳で大人に！！

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。

相談の傾向

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。また、未成年者にはあまりみられなかった「エステティックサービス」「医療サービス」などの美容に関する相談や「内職・副業その他」（オンラインカジノ、副業サイトなど）、「ファンド型投資商品」（暗号資産（仮想通貨）への投資など）等の儲け話に関するトラブルが多く寄せられています。こうしたトラブルに成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがありますので注意が必要です。

消費生活センターからのお知らせ

1月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
休	休	休	休	休	休	○
5	6	7	8	9	10	11
休	○	○	○	○	○	○
12	13	14	15	16	17	18
休	○	○	○	○	○	○
19	20	21	22	23	24	25
休	○	○	○	○	○	○
26	27	28	29	30	31	
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの1月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝日、1日（水）～3日（金）は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。（市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。）



消費者庁イラスト集より

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談！

い や や
188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

金融・経済講演会2024 開催のお知らせ



お金や暮らしの知恵を学びましょ

宮城県金融広報委員会では、金融経済に関するバランスのとれた情報を広く分かりやすく提供するため、今年度も講演会とセミナーを開催いたします。

参加は無料です。お申し込みは下記の電話又はQRコードから受け付けいたしますので、ぜひ御参加ください。

講 演

年金、勤労、資産のバランスを考える
「退職後の『お金との向き合い方』」

講 師

合同会社フィンウェル研究所代表 野尻 哲史 氏

国内外証券会社調査部を経て2006年から外資系運用会社で投資啓発活動に従事。定年を機に2019年5月、合同会社フィンウェル研究所を設立し代表に。退職後のお金との向き合い方を資産運用だけでなく勤労・移住など多方面から分析し、啓発活動を行う。日本証券アナリスト協会検定会員、行動経済学会などの会員の他、2019年より金融審議会の各種ワーキング・グループ、タスクフォースの委員を務める。『60代からの資産「使いきり」法 今ある資産の寿命を伸ばす賢い「取り崩し」の技術』(日本経済新聞出版)など著書多数。



セミナー

備えあれば終活も安心！

～心もお金も想いもスッキリ整う終活応援ツール～

講 師

AFP認定者、終活相談ドットコム認定終活講師 三ヶ田 康子 氏



生命保険会社を早期定年退職後、仙台市に移住。現在、「持ちもの情報ファイ尔」作成講座を各地で開催。2018年、NHKクローズアップ現代+「40.50代の終活に新たな動き、死を見つめ生き方見直す」に出演。

日 時：令和7年1月18日（土）13:30～16:10
場 所：仙台国際センター「橋」
定 員：先着200名（定員になり次第締切）
締 切：令和7年1月14日（火）
申 込：TEL又はWEBからお申込みください。

TEL 022-211-2523 (宮城県消費生活・文化課内)

WEB (宮城県金融広報委員会ホームページ)

